

第3章 中国

—2050年「農業強国」に向けた次の五か年へ、摩擦招いても国内安定優先—

百崎 賢之

1. はじめに—経済減速と対外軋轢の中、「強国」掲げ習体制更に先へ—

2025年の中国は、経済の減速が続き、対米関係をはじめとする国際情勢の不安定化の中で、内需拡大を目指すものの、長引く不動産不況下で、消費や投資の状況は芳しくなく、外需頼みの状況が続き、貿易黒字は増大している。国内向けには、「対外的な圧力の増大と国内的な諸困難の中で、習近平政権・党中央の適切な対応により経済状況が安定し、質の高い発展が続き、経済の強靱性が強い」ことが強調されている。むしろ、米国トランプ政権からの圧力等に対して適切に対応できていることを強調することにより、「最高指導者」習近平氏の絶大な権力は揺るがず、習近平体制の安泰、更なる長期政権化に向けた歩みが強まっているようにも映る。

習政権・中国共産党は、中長期的な経済状況の不透明感が増し、人口減少、少子高齢化が進む中で、今世紀中葉までに中国を（富強で民主的で文明的で調和がとれて美しい）「社会主義現代化強国」にするとし、その前段階として、2035年までに「社会主義現代化を基本的に実現する」ことを掲げて、まずは2026年からの新たな五か年規画（計画）のスタートに臨むこととしている。

「三農」（農業・農村・農民）分野においては、「強国」の一翼としての「農業強国」の加速化が掲げられ、「農業農村の現代化の加速」と「郷村の全面振興の推進」が当面する課題とされている。

本レポートでは、これらのテーマに即しつつ、2025年現在における中国の関連政策等の現状と農業生産・食糧・重要農産物の貿易の状況について概説を試みる。

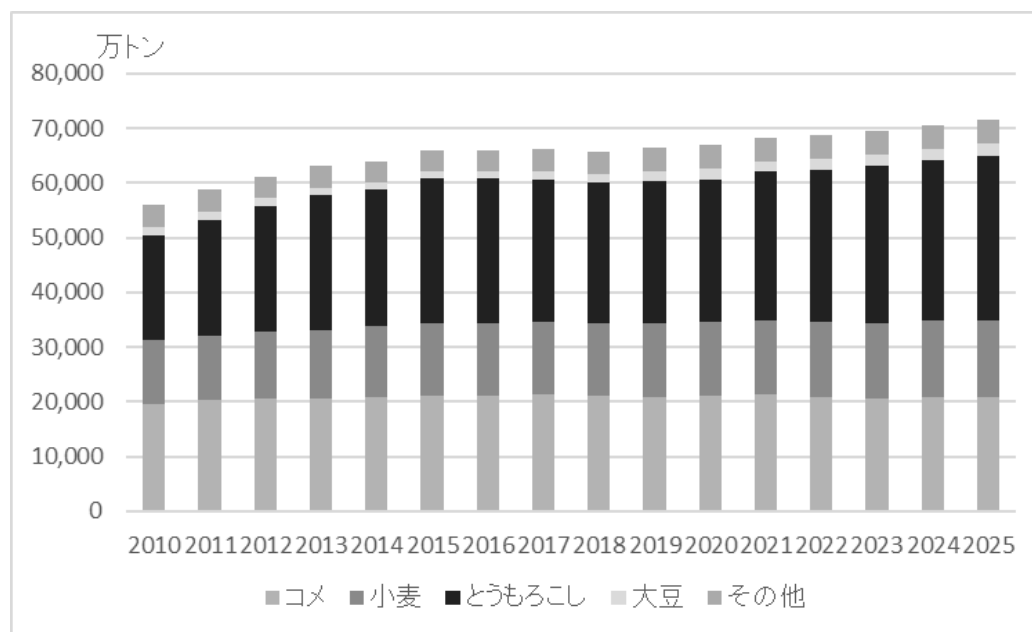
2. 2025年の中国の食糧等の生産・輸入の動向

（1）2025年の農業生産と食糧等の輸入の動向

1）2025年の食糧生産統計データ（国家統計局、2025）全体的な特徴

2025年の食糧作物生産は、一部に冠水、干ばつ等の影響はみられたものの、総じて気温や降水等気象条件には恵まれ、生育と収量が確保され、食糧作物の生産量は、史上初めて7億トンを超えた前年を更に上回った（第1図）。

国家統計局(2025)によれば、食糧作物の播種面積^{はしゆ}1億1,941万ヘクタール(前年比0.1%増)、生産量7億1,488万トン(1.2%増、史上最高)、うち穀物全体で1億62万ヘクタ



第1図 中国の食糧作物生産の推移

資料：中国統計年鑑・国家統計局（2025）

ール（0.2%増）、6億6,021万トン（1.2%増、史上最高）、コメが2,901万ヘクタール（0.0%増）、2億904万トン（0.7%増）、小麦が2,358万ヘクタール（0.0%減）、1億4,007万トン（0.0%減）、トウモロコシが4,496万ヘクタール（0.5%増）、3億124万トン（2.1%増、史上最高）、大豆が1,027万ヘクタール（0.6%減）、2,091万トン（1.3%増）である。

このうち、コメについては、四年ぶりに作付面積が増加した前年の面積水準が維持され、単収が0.7%増加し、増産が確保された。小麦については、作付面積は前年に続きわずかに減少（6千ヘクタール減）し、収量もわずかに減少（3万トン減）した。トウモロコシについては、明確に増産に向けてかじが切られる中、作付面積は三年連続で増加（22万ヘクタール増）、単収が大きく伸び（1.6%増）、五年連続の増産（632万トン増）となっている。大豆については、作付面積は若干減少（7万ヘクタール減）したが、単収が大きく上昇し（1.9%増、10a当たりで20.4kg）、前年より26万トンの増産となった。

政府は、栽培面積についてほとんど拡大が見込めない中で、国の経済全体について重視されている「新質生産力」向上の農業分野におけるポイントとして、主要作物の単収向上に力を入れており、食糧と油料作物の単収を（試験田的にではなく）各栽培地域の大量で単収を引き上げる「全国糧油作物大量単収向上活動」を展開している。そのためのアプローチとして、作目ごとに「県全体で単収向上を推進する」重点県を定めて（水稻、小麦、大豆が各100県、トウモロコシが300県）、「圃場の改良、品種の改良、農法の改良、農業機械の改良（高性能農業機械装備の普及）」の「四良」化に注力することとしている。

このうち、「農法」については、特に大豆とトウモロコシについて、「大うね密植栽培」（一つのうねの幅を従来の65cm程度から、110～130cmに広げて2・3列の植栽を行う）が推奨され、密植に適した品種の選定を行うとともに、「水と肥料を一体化」するなどの新

たな技術の普及に力を入れているとしている。また、華南地域では、水稻の集中育苗が 500 万 ha 以上の面積について実施されたとしている⁽¹⁾。

地域的には、食糧全体で黒龍江省が 199 万トン (2.5%) 増の 8,200 万トン (全国シェア 11.5%) となっているほか、河南省が 36 万トン (0.5%) 増の 6,755 万トン (同 9.4%)、山東省がほぼ前年から生産量は伸びていないが 5,711 万トン (同 8.0%) となっている。生産量の増加では、黒龍江省以外に、内モンゴル自治区の 103 万トン (2.5%) 増 (生産量は 4,101 万トン) のほか、「食糧生産地域」としては位置付けられていないが、新疆ウイグル自治区の 102 万トン (4.4%) 増 (生産量は 2,432 万トン) が目立っている。

2) 穀物・大豆の輸入の状況

2025 年の食糧 (穀物、豆類、イモ類) 全体の輸入は 10.8% 減の 1 億 4,056 万トン。トウモロコシの輸入は、国内生産が大きく増加する一方で、豚肉生産は抑制基調で推移した中で、前年より 1,113 万トン減の 265 万トン (80.8% 減) と大きく減少した (海関総署 (2026)、以下同じ)。輸入先は、トップのブラジルも 161 万トン (85.1% 減) にとどまり、前年 2、3 位のウクライナ、米国は更に大きく減少し (ウクライナは 23 万トン (95.0% 減)、米国は、わずか 2 万トン (99.0% 減)⁽²⁾)、ロシアの 44 万トン (2.9 倍)、ミャンマーの 29 万トン (61.5% 増) を下回った (第 2 図)。自給率は 99.1% (前年 95.6%) に上昇している。

小麦については、将来の食用消費は減少が見込まれており (農業農村部 (2025))、国内生産が堅調な中、輸入量は前年比 64.6% 減の 385 万トンに減少し、トップはカナダが 271.3 万トン (11.2% 増) と前年の豪州 (101.8 万トン、69.6% 減) と入れ替わり、フランスと米国からの輸入がゼロ⁽³⁾ となっている。自給率は、97.3% (前年 92.6%) に上昇している。

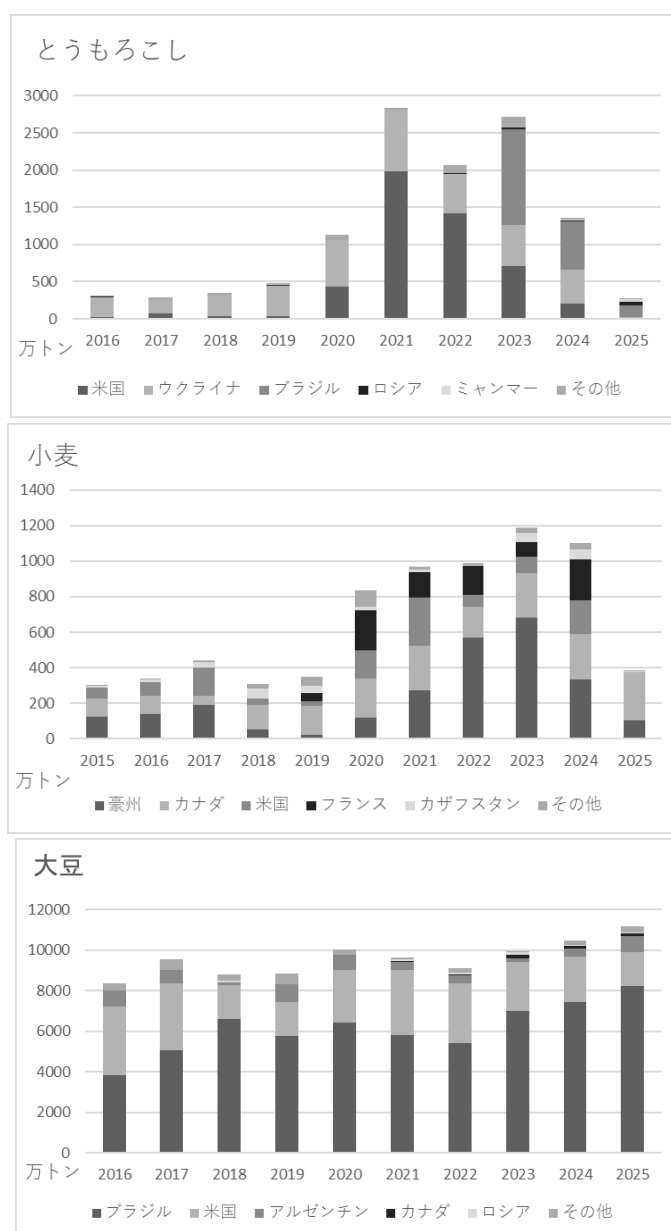
一方、コメは、国内の生産量も増加しているが、世界的なコメ需給の緩和基調により輸入価格の水準が大きく低下していることにより、輸入量が前年比 90.9% 増の 310 万トンへ大きく増加し、特に長粒種精米の輸入が前年の 2.2 倍の 219 万トンとなっている。輸入国別には、トップのミャンマーが 104 万トン (85.0% 増)、前年大きく減少していたベトナムが 72 万トン (2.6 倍) に回復、タイが 68 万トン (57.0% 増) 等となっている。価格が安定していた国内産に比べて輸入米の価格が大きく低下し、2025 年 1 月以降内外価格差が大きく逆転 (2024 年 1 月国際 1.24 : 国内 1 ⇒ 2025 年 10 月同 0.75 : 1 (農業農村部「農産品供需形勢分析月報」)) していることが、輸入急増の要因になっているとみられる。

コメについては、輸出量も、前年比 56.7% 増の 170 万トン (香港、マカオ向け除く。) となっており、こちらは中短粒種精米が前年より倍増の 128 万トンとなっている。輸出先はトルコ 20 万トン、韓国 16 万トン、パプアニューギニア 13 万トン等であり、日本も 10 万トン (第 6 位、前年の 3.8 倍) と上位にある。また、アフリカ諸国向けの輸出は合計で 25 か国に対し、83 万トン (50.6% 増) で、カメルーン 11 万トン、リビア 10 万トン、コートジボアール 9 万トン等となっている⁽⁴⁾。自給率は 99.3% (前年 99.8%) とやや下がった。

大麦、コーリャンについては、ともに輸入が減少しており、大麦については、1,042 万トン (26.8% 減) で、トップは豪州の 592 万トン (12.8% 増)、コーリャンについては、454

万トン（47.5%減）で、トップは豪州の221万トン（13.2%増）、前年トップであった米国からの輸入が568万トンから81万トンへ激減（85.8%減）⁽²⁾した。

大豆は、前年より680万トン増の1億1,183万トン（6.5%増）となり、前年に続いて1億トンを超えて史上最高となった。ブラジルからの輸入が前年比10.3%増の7,667万トンと全体の73.6%に達した。



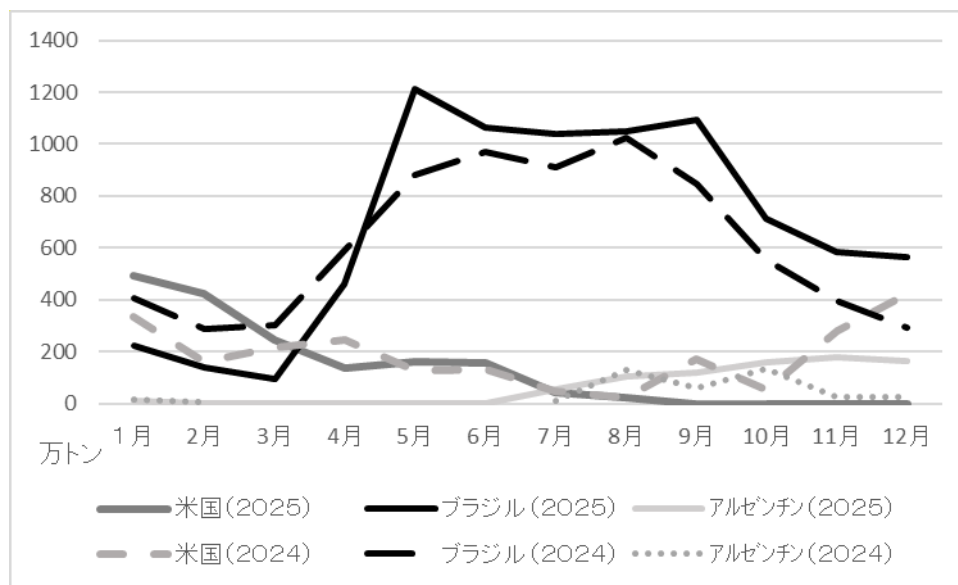
第2図 とうもろこし、小麦、大豆の輸入量の推移

資料：中国海関統計（各年）及び直近年について海関総署ウェブサイトから筆者が検索したデータによる。

米国側の関税引上げ措置⁽²⁾に対抗して中国側も関税率を引き上げたことから、米国からの大豆輸入が2025年4月以降激減し、特に9月から年末までゼロになった（第3図）影

響が大きく、年間の米国からの輸入量は 1,682 万トン（24.0%減）と 2021 年以降 4 年連続で減少し、2021 年（3,233 万トン）から半減している⁶⁾。また、アルゼンチンが前年からほぼ倍増の 624 万トン、ウルグアイが 5 割増の 306 万トンと大きく増加した（第 2 図）。

なお、大豆については、国内産の増産を上回る輸入増加が続いており、第 14 次五か年計画（2021－25）に係る「全国耕種農業発展計画」では「自給率引上げ」を図るとされていたが、自給率は三年連続で低下し 15.8%となっている（2020 年:16.4%,2022 年:18.2%）。



第3図 2024・25年の中国の大豆輸入（主要国別・月別）

資料:中国海関総署ウェブサイトから筆者が検索したデータによる。

3) 菜種等の生産と輸入の動向

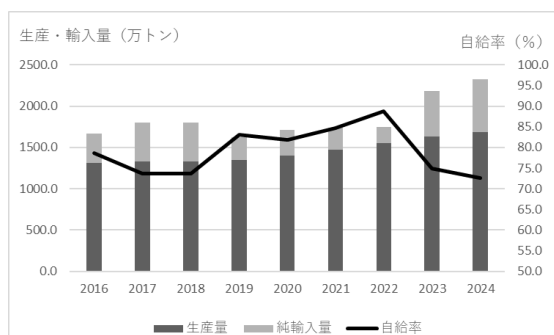
国産食用植物油の原料構成を含めた植物油全体の自給率向上に向けた取組が重視される中で、ほぼ輸入に置き換わっていた搾油用大豆を含めた大豆供給力の増強とともに、「食糧」には含まれていない大豆以外の油料作物、中でも自給率が 95%を超える落花生と異なり、菜種については 70%台であることから、生産力増強に対する政策的な要請が一層強まってきた。(大豆よりも確実に自給率の向上が可能という現実的背景もあると考えられる。) このため、菜種はコメ、小麦、トウモロコシ、大豆の四大食糧作物と並ぶ「五大作物」と称されるようになっており、他の四作物と同様（1）参照）、2024 年に、「県全体で単収向上を推進する」重点県 102 県が指定された。2024 年から開始された「菜種単収向上三か年業務プログラム」では、①栽培面積の確保・拡大、②単収向上、③自然災害や病虫害への対応等を重点に取組を進めることとされている。

カナダ産菜種をめぐっては、2019 年、カナダのリチャードソン・インターナショナル、バイテラの主要二社からの菜種輸入を植物防疫上の理由によりストップしたことにより（カナダ国内で中国ファーウェイ社の孟晩舟 CFO が拘束されたことが背景といわれている。）、2022 年までの 4 年間は輸入量が減少し、自給率が約 90%まで向上していたが、輸

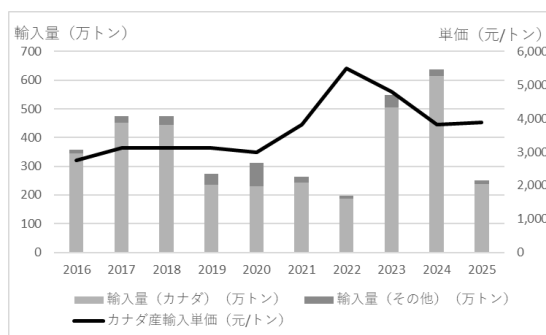
入再開とともに 2018 年以前よりも大きな輸入量となり、中国が植物油原料の自給強化を打ち出したタイミングで自給率が低下するという事態が生じていた（第4図）。

こうした中で、2024 年 9 月より、中国商務部は、国内菜種産業への打撃を理由に、カナダ産菜種に対するアンチダンピング調査を開始した。2025 年 8 月には、アンチダンピングに該当するとの暫定裁定の下で、75.8%のアンチダンピング税率に相当する保証金を徴収することとされた。しかしながら、2026 年 1 月にカナダのカーニー首相が約 8 年ぶりに訪中して習近平国家主席等と会談を行い、両国間の関係改善が進んだことから、同年 2 月末に公表された最終裁定においては、アンチダンピングに該当するとの判断そのものは維持されたものの、2031 年 2 月末まで五年間徴収されるアンチダンピング税率は 5.9%に引き下げられた⁽⁶⁾。

2025 年の菜種の輸入量は、250 万トンと、前年の 639 万トンから大幅に減少（60.8%減）した（うち、カナダ産が 238 万トン（61.1%減））。同年 8 月に 24.5 万トンであったカナダからの輸入量が 9 月には 11.4 万トンに半減し、更に 10・11 月に一時的にゼロとなっており、同年上半期においても、輸入量が大幅に減少していたことと合わせ、アンチダンピングの最終決定そのものは先送りしている間に、結果的に一時的な輸入制限を行ったのと同様に、実質的に国内産を優遇する結果となった（第5図）⁽⁷⁾。今後のカナダからの輸入の展開及び価格の設定においても、少なからぬけん制の意味は持ち続けると考えられ、中国の各菜種産地への生産奨励の意図は、十分発揮されたものとみられる。



第4図 菜種の国内生産・輸入と自給率



第5図 菜種の輸入量の推移

資料：国内生産は国家統計局，輸入データは中国海関総署のウェブサイトに基づき，輸入単価・自給率を筆者が算出。

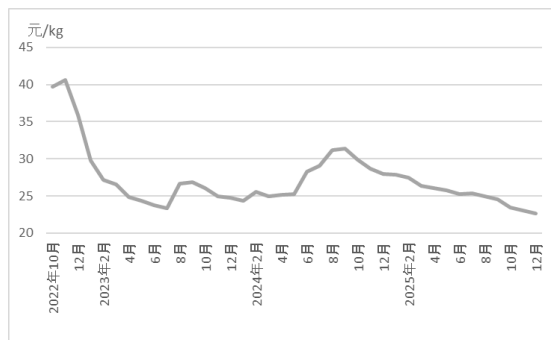
なお、2025 年の菜種以外の油料種子の輸入量は、ゴマが 146 万トン（対前年比 23.5%増，うちニジェール 46 万トン，タンザニア 17 万トン，ブラジル 16 万トン），落花生が 26 万トン（65.3%減，うちインドとブラジルが 6 万トン），亜麻が 108 万トン（55.3%増，うちロシアが 80 万トン，カザフスタンが 26 万トン），綿種が 40 万トン（29.8%減，すべて豪州）等となっており，油料種子（大豆を除く）全体では，国内生産に注力していることを反映し，591 万トン（39.8%減）となっている。

また、植物油の輸入は 694 万トン (3.2%減, うちインドネシア 270 万トン (主にパーム油), ロシア 166 万トン (菜種油 (128 万トン) 以外にひまわり・紅花油, 大豆油)) である。

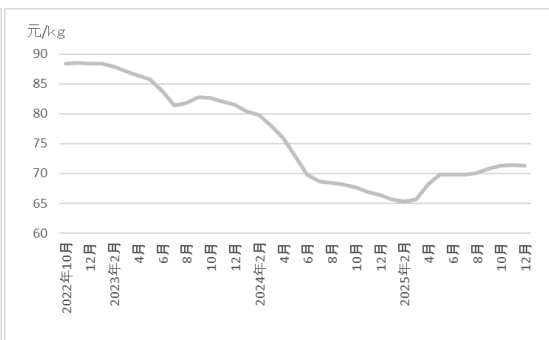
(2) 畜産物の生産動向と輸入状況

1) 豚肉生産と価格の動向 —安定供給基準の緩和による回復から再び価格下落—

2025 年の食肉生産量の合計は, 前年比 4.2%増加し, 1 億 72 万トンと, 初めて 1 億トンを突破したと公表された。豚肉生産は, 前年比 4.1%増の 5,938 万トン(国家統計局(2026), 以下同じ) となり, 出荷頭数も 2.4%増の 7 億 1,973 万頭 (年末時点の飼養頭数は 0.5%増の 4 億 2,967 万頭) となっている。農業農村部による豚生産能力管理基準 (2021 年まで続いたアフリカ豚熱大流行による飼養頭数減をきっかけに導入) の下方修正 (2024 年 3 月) で飼養頭数・出荷頭数が減少し, 低迷の続いていた豚肉価格はいったん持ち直したが, 再び飼養頭数・出荷頭数が増加し始めたことにより, 価格も再び下落傾向となり, 2025 年後半には 2024 年前半までの低い水準を更に下回っている (第 6 図)。2025 年を通じて, 企業養豚による飼養頭数は継続的に前年同期を上回っているが, 政府は管理基準の再引下げ等は行っていない。国内経済状況の低迷で国内需要が弱いことから (豚肉だけでなく, 牛肉, 羊肉, 家きん肉も低下傾向で推移), 国民生活上の不満を招かないため, また, 豚肉輸入の増加を避けるためにも, 経営基盤の比較的強い企業養豚が供給の中核を占めるようになった状況の下で, 価格の低水準での推移をある程度許容しているようにみえる⁽⁸⁾。



第6図 豚肉価格の推移



第7図 牛肉価格の推移

資料: (第6図, 第7図とも): 農業農村部市場与信息化司 農産品供需形勢分析月報 (各月)

2) 豚肉輸入の動向

豚肉の輸入は, 2020 年以降減少が続いていたが (2020 年 439 万トン, 以降, 順に 2024 年まで 371 万トン, 176 万トン, 155 万トン, 107 万トン (対前年 31.0%減)), 2025 年は, 更に減り, 98 万トン (9.1%減) となった。トップはスペイン 29 万トン (3.7%減), 次いでブラジル 15 万トン (35.4%減) で, 米国は 6 万トン (24.1%減) となっている。

輸入数量として EU からの輸入が特に増加しているわけではないのだが（2023 年 73 万トン→2024 年 53 万トン→2025 年 52 万トン）、中国商務部は、2024 年 6 月から、中国畜牧業協会等国内豚肉産業関係者の申請に基づき、EU 産の豚肉と豚の臓物等の副産品を対象にアンチダンピング調査に着手した。2025 年 9 月の暫定決定（関係業者から保証金を徴収（業者別に 15.6～62.4%）を経て、同年 12 月にアンチダンピング税（業者別に 4.9%, 9.8%, 18.6%, 19.8%）を徴収する（2030 年 12 月まで）ことが決定された。

国内価格動向に直結する国内生産量の再調整は避けつつ、輸入量のコントロールに優先的に取り組むという政府の姿勢が表れてきているようにもみえる（なお、そもそも、この対 EU アンチダンピング問題は、中国国外では、EU の EV 追加関税をめぐる対抗措置との受け止めが強い）。

3）その他畜産等の動向

2025 年の牛肉生産量は、前年比 2.8%増の 801 万トンとなり、生乳生産量も、0.3%増の 4,091 万トンとなっている。

前年までの牛肉と生乳の価格の下落による肉牛と酪農の経営難の状況を受けて、2024 年 9 月に農業農村部等 7 部局の連名通知⁽⁹⁾により対策強化が図られた中で、牛肉価格がようやくやや回復して経営の赤字が解消⁽¹⁰⁾し、その後も、需要の回復が弱いため、引き続き価格は低位にある（第 7 図）ものの、状況は好転したといわれる⁽¹¹⁾。

他方、酪農については、厳しい状況が続き、農業農村部より再度の通知⁽¹²⁾が出され、改めて、飼料生産や施設装備の改善に関する財政支援、融資面の政策的支援、乳牛の更新や疾病安全対策の指導強化、飼養・加工一体化の推進、乳牛の品種改良、乳製品の深度加工、乳類の消費宣伝強化等を打ち出したが、経済状況の低迷の中で消費が伸びず、2025 年末まで価格低迷が継続し、経営の十分な好転は実現していないとみられる⁽¹¹⁾。生乳生産は、2024 年に 7 年ぶりに前年割れ（2023 年 4,197 万トン→2024 年 4,079 万トン）となり、政府や関係者の危機感が高まっていたが、2025 年の生産量は前年をわずかに上回った。なお、牛全体の飼養頭数は、2025 年末時点で、前年より 4.4%（438 万頭）減少の 9,608 万頭である。

なお、こうした危機感を反映し、共産党・国務院「一号文件」（5.（2）参照）で 2024・25 年と連続して牛乳に関する政策が取り上げられており、2024 年は還元乳の表示のルール化（飲用乳への還流を減少させることを目指す）と生乳消費の促進、2025 年は殺菌乳の国家規格の実行が掲げられており、消費者ニーズに対応した供給を増やすことによって消費の回復を図り、経営状況の改善につなげたいという党・政府の姿勢がうかがわれる。

このほか、羊肉の生産は、4.2%減の 496 万トン（2025 年末飼養頭数は 6.9%減の 2.8 億頭）で、価格水準は、2025 年 11 月が 71.2 元（1kg 当たり市場価格が 2023 年 11 月 77.2 元→2024 年 11 月 69.9 元）（「農産品供需形勢分析月報」）と、牛肉同様、やや好転している。

他方、消費者の価格志向と健康志向の高まりも反映しているとみられるが、家きん肉生

産は6.7%増の2,837万トンと比較的順調である。ただ、家きん肉も、価格面では2022年末から低下傾向が続いており(2022年11月末25.75元/kg→2025年11月末22.33元/kg(「農産品供需形勢分析月報」)), 2025年末飼養羽数は3.2%減の62.7億羽となっている。

4) 牛肉等の輸入動向(海関総署, 2025)

—牛肉セーフガードを2026年1月より適用, EU産乳製品に反補助金措置(暫定)—

2025年の牛肉の輸入は280万トン(前年比2.5%減), うちブラジル146万トン(前年比8.9%増), アルゼンチン47万トン(20.6%減), 豪州31万トン(41.4%増)等となっており, 米国は6万トン(59.7%減)となっている。

牛肉については, 中国畜牧業協会の申請に基づき, 2024年12月商務部が, セーフガード措置に関する調査を開始し, 事案に関する状況が複雑であるとして, これまで2025年8月, 11月の二度にわたり調査期限が延長された後, 同年12月31日に, 「輸入牛肉の量が増加するとともに, 中国国内産業が重大な損害を受けており, 両者の間に因果関係が認められる」として, 国別の割当数量と, 割当外の分についての関税加重による輸入セーフガード(従前の関税率が12~25%, 割当数量外に対して55%追加)を2026年1月1日から三年間を期限として実施することが決定された。なお, 割当数量は, ブラジル, アルゼンチン, ウルグアイ, ニュージーランド, 豪州, 米国に対して定められているが, 多くの国々には不適用とされている⁽¹³⁾。また, 前述のとおり, 2025年の輸入実績の総量は前年を下回っているが, その中で, 2026年に前年実績を下回る割当数量を課せられたのは, ブラジルと豪州だけである。

経済関係が密接になっているブラジルとの関係等を考慮して, 慎重な判断がされると推測されたが, 2022年の輸入量269万トンを上回る部分(なお, 2023年の輸入量が274万トン, 2024年が287万トン, 2025年が280万トン)が, 関税率加重対象とされ, 特に, 輸入総量の5割を上回るブラジルからの2025年の輸入量の6分の1, 豪州の3分の1が実質的に削減される可能性があると考えられる(第1表)。

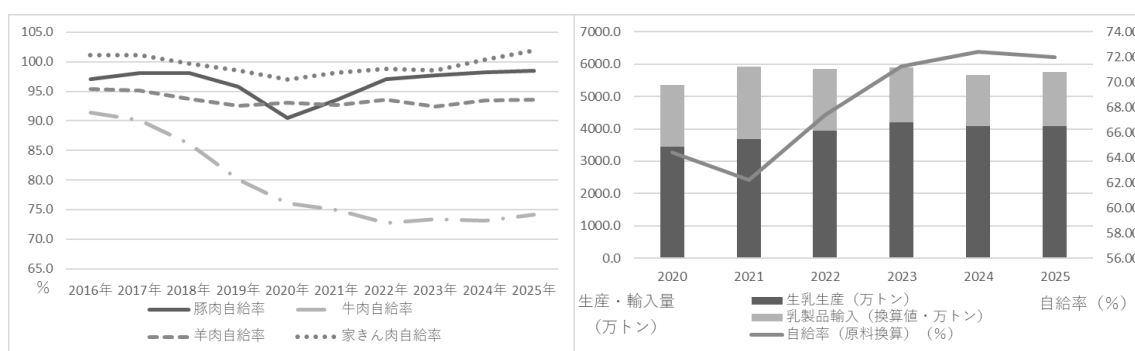
ロシア, ベラルーシ, 南アフリカ等, 適用除外諸国からの輸入が一定量増加する可能性はあるものの, 基本的には牛肉自給率維持・回復への党・政府の決意は強固であると推測される。ただ, その実現に当たっては, 特に, 今後の国内での飼料供給増加の可否がポイントとなると考えられる。

なお, 2021年に策定された第14次五か年計画の期間(2021-2025)に係る「全国畜牧獣医業発展計画」で設定された2025年の自給率目標⁽¹⁴⁾について, 牛肉だけがクリアできていない状況となっている(第8図)。

第1表 中国牛肉セーフガードの国別割当数量(2026年)と2024・2025年輸入実績

対象国	2026年割当数量	2025年輸入実績	2024年輸入実績
ブラジル	110.6万トン	132.9万トン	134.0万トン
アルゼンチン	51.1万トン	43.6万トン	59.5万トン
ウルグアイ	32.4万トン	18.9万トン	24.4万トン
ニュージーランド	20.6万トン	11.0万トン	15.1万トン
豪州	20.5万トン	29.5万トン	21.6万トン
米国	16.4万トン	5.5万トン	13.8万トン
その他の国・地域※	17.2万トン	ハンガリー22トン	アイルランド1,000トン, フランス300トン

※：2024・25年に輸入実績のある対象国はハンガリー、アイルランド、フランス
割当数量を超過した場合は、関税率55%分が追加される



第8図 中国の食肉自給率の推移

第9図 中国の乳製品「乳源自給率」の推移

資料：第8図、第9図とも中国国家統計局及び海関総署ウェブサイトより筆者作成。

注：第9図の自給率に関し、輸出量は2025年で14万トン（換算値72万トン）。

他方、乳製品の輸入は、2022年以降前年割れが続いた後（2022年327万トン、2023年288万トン、2024年262万トン）、2025年には前年比1.6%増の266万トンとなった。

2024年8月より、中国商務部は、中国酪農業協会と中国乳製品工業協会の申請に基づき、EU産のチーズ等について「反補助金税」（相殺措置税）の適用に関する調査を開始⁽¹⁵⁾し、当初一年とされた調査期限は延長され、2025年12月22日、企業ごとに21.9%—42.7%の相殺関税に相当する保証金を課徴する暫定決定があった後、2026年2月12日、EU側の国内補助金でEU側関係企業が利益を得、中国国内関係者が損害を被っているとの判断が維持され、相殺関税を企業ごとに7.4—11.7%（従前の関税率12—15%に加重）、実施期間5年間とする最終裁定が公表された。

今回の措置に関連するチーズ等の製品のEUからの輸入は、2021年16万トン→2025年10万トンと減少しているのに対し、乳製品輸入先トップのニュージーランドからの輸入は同期間に23万トン→30万トンと増加しており、対中国輸出国間の競争関係のアンバランスは今回の措置により大きくなると考えられるとともに、国内の消費低迷が最も重要な課題と考えられる中、今回の措置と、党・政府全体として推進している消費拡大の方向との整合性や、中長期的な国内業界の発展につながるかどうか等、今後の推移が注目される。

なお、「全国畜牧獣医業発展計画」では、2025年に「乳源自給率」を70%に到達させるとされているところであり、液状乳以外の輸入量を生乳換算⁽¹⁶⁾して算定した乳源自給率は2024年・25年ともに約72%と目標をクリアしているが（第9図）、今後、そのレベルを上回る更なる自給強化に向けた政策を企図しているものと推察される。

羊肉の輸入については、前年比7.5%減の34万トンとなり、豪州が17万トン(9.7%減)、ニュージーランドが16万トン(3.0%減)となっている。

家きん肉の輸入は、前年比34.4%減の27万トンと大幅に減少しており、特にトップのブラジルが17万トン(44.9%減)と大きく減少したほか、ロシアが5万トン(9.5%増)、タイが4万トン(9.0%減)となっている。

他方、輸出（香港・マカオ向けを除く）は61万トンとなり、前年(31万トン)から倍増し、輸出が輸入を大きく上回った。うちロシアが11万トン（同国からの輸入は手羽など、同国への輸出は胸肉等）、カンボジアとキルギスが各6万トン等となっている。

3. 第十五次五か年計画の骨格定まる

(1) 次の五か年の位置付けと重点

2025年10月20日から23日まで行われた「中国共産党第二十期中央委員会第四回全体会議」（四中全会）で、2026年から2030年までを対象期間とする「中国共産党中央の国民経済及び社会発展第十五次五か年計画の制定に関する建議」が採択され、2026年3月の全国人民代表大会で決定される予定の同計画の枠組みが確定した。

第十九回党大会（2017年10月）において、中国共産党は、中華人民共和国建国（1949年）から百年（「二つ目の百年」。これに対し、中国共産党結党（1921年）からの百年を「一つ目の百年」と呼ぶ。）の時点で、「全面的に社会主義現代化強国を完成させる」とし、2020年と2050年の間の、すなわち「二つの百年」の中間年である2035年を目標年として「基本的に社会主義現代化を実現する」とされていることから、「第十四次」、「第十五次」、「第十六次」の三つの五か年計画の期間の計十五年が、そのために奮闘しなければならない重要な時期とされていたものである（同時に、その期間までは、習近平総書記が党を指揮して統治するという隠れた意味合いも色濃いと考えられる）。

このため、2025年時点では、2035年まで残り十年となる中で、その前半の五年間において「現代化」を基本的実現するための「七つの経済社会発展の主要目標」（第2表）を掲げ、それらのレベルを引き上げることによって、次の五か年（第十六次）の努力を加えれば、2035年に「我が国が経済と科学技術と国防の実力、総合的な国力と国際的な影響力において大幅な躍進を遂げ、GDPが中レベルの先進国の水準に達し、人民生活がさらに幸福で良好なものとなり、社会主義現代化を基本的実現することとなる」ものとしている。

つまり、2035年の目標を見据えて、この五か年は、これに向けた歩みを相当程度進展させるという非常に重要な役割を持った五年間であるとしているのである。同時に、これに向けて、国際情勢に不確定で予測困難な要素が多い時期に差し掛かっているとともに、国

内的には中国の経済の基礎が安定し、「中国の特色ある社会主義制度」の優位性、大規模な国内市場、整った産業システム、豊富な人的資源等の強みがある一方で、発展の不均衡、有効需要の不足、農業農村現代化の遅れ、就業と国民収入の増加への圧力、民生保障の弱点、人口構造の変化の経済発展に与える影響、社会統治等、多くの課題を抱えていることも列記されている。

なお、「経済社会が依って立つ原則」⁽¹⁷⁾として掲げられている項目をみると、前の五か年に係る「建議」と比べ、ア 「改革」重視はうたわれているが、「改革開放」という鄧小平時代からのキーワードが全く使用されなくなっていること⁽¹⁸⁾（「建議」全文で比較しても、4→0、また、「開放」の用語が、対外的な開放の意味に限定される傾向が強まるとともに、「改革」という用語の使用自体が激減（49→23）している。なお、「改革」という単語は、「三農」関係では、3→0。） イ 「質の高い発展」と「市場」の重視がうかがわれること、ウ 「安全」重視の観点が明確にされていること（「発展」と「安全」を統一的に按配）が際立っている。

第2表 第十五次五か年規画建議における「七つの経済社会発展の主要目標」

1	質の高い発展	経済成長、内需主導、全国統一市場の深化、新型工業化・情報化・都市化・農業現代化の進展、「新質生産力」の発展
2	科学技術の自立自強	国家イノベーションシステム、教育と科学技術と人材の一体的発展、重点分野のキーポイントとなる核心技術のブレークスルー、科学技術革新と産業革新の融合等
3	全面的な改革の深化によるブレークスルー	国家統治管理システム、社会主義市場経済、高レベルの対外開放、全過程人民民主、社会主義法治国家建設
4	社会文明レベルの向上	社会主義核心価値観、全民族文化革新、中華民族の凝集力、中華文化の影響力、国家のソフトパワー
5	人民生活の質の向上	十分な就業、国民収入を経済成長と同速で伸長、分配構造の改善、中所得層の拡大、社会保障の改善、公共サービスの均等化
6	「美しい中国」の建設	緑色生産生活方式、カーボンピークアウトの達成、汚染物質の排出総量減少、エコシステムの多様・安定・持続性
7	更に強固な国家の安全	重点分野のリスク、社会と公共安全の改善レベル、軍の強化

それから、「社会主義強国」に向けて、その分野別の「パーツ」として記載されている「〇〇強国」が、2017年の第19回党大会においては12（製造強国、科技強国、品質強国、宇

宙強国、ネットワーク強国、交通強国、海洋強国、貿易強国、文化強国、スポーツ強国、教育強国、人材強国）、2020年の第十四次五か年規画（建議，本体とも）ではそのうちの「宇宙強国」が入らず11、そして2022年の第20回党大会において「農業強国」が新たに加えられ、「宇宙強国」が復活するとともに、「海洋強国」がなくなり、更に今回（2025年）の第十五次五か年規画建議では、「海洋強国」が復活するとともに、「金融強国」、「エネルギー強国」、「観光強国」の三つが新たに加えられ、計16となった。

このように、「農業強国」は、五か年の枠組みとしては、2026年からの第十五次五か年規画で初めて登場することとなるため、2025年後半からの五か年規画の制定プロセスに先立ち、2025年4月に「農業強国建設加速化規画」（2024～2035）を公表し、その際、それを2025年ではなく2024年から既にスタートしているものと位置付ける（4. 参照）ことにより、2022年の党大会を踏まえて「農業強国」への道筋は具体的に方向付けされ、既に進行していることを強調する形で、五か年規画における三農政策の枠組みを描こうとする狙いがあることがうかがわれる。つまり、新たな五か年規画では、文言上あまり目新しい政策が現れない結果とはなるが、新たな枠組みを打ち出すことよりも、習近平総書記の指導の下で、あるべき政策が「既に進んでいる」、「確実に実行されている」ことを強調する狙いを優先しているものと考えられる。

（2）「建議」における「三農」の扱い

1）総論

「建議」第8章として、「農業農村の現代化を加速し、郷村の全面振興を着実に推進する」が置かれ、冒頭に、「農業農村現代化は、中国式現代化の全局面と質に関係している。「三農」問題をしっかり解決することを党全体の業務の重点中の重点とし、都市と郷村の融合発展を促進し、貧困脱却攻略の成果を継続的に強固に発展させ、農村で現代的な生活条件が基本的に備えられるよう推進し、**農業強国**の建設を加速させることを堅持する。」とまとめられており、内容的には、三つの項目から構成されている。

2）第25項（農業生産）

まず、最初の第25項は、「農業の総合生産能力と質・効益の向上」とされ、前回（五年前の第十四次五か年規画に係る建議）の「農業の質・効益と競争力の向上（第25項）」という表題よりも、重要農産品の国産重視を前提とし、より高次の自給・供給能力を目指すことに重点を置く方向となっていると考えられる。（なお、「農業を現代化した大産業として打ち建てる」との観点からは、「科技農業・緑色農業・品質農業・ブランド農業の統合発展」がうたわれている⁽¹⁹⁾。）

生産力強化に関しては、2024年から七か年かけて取り組むこととされている「新シリーズの食糧五千万トン生産能力向上活動」について言及があり（2024年に既に実現を見てい

る6.5億+5千万=7億（トン）の達成レベルを更に上方修正させるとの言及はないものの、引き続き「生産能力増強」を継続するニュアンスは薄めていない）、また、耕地保護に関しては、「転用・補充の均衡管理の厳格化」等に言及されているほか、引き続き「高規格農田建設」が重視され、黒土土壌の保護やアルカリ土壌地の活用も特記されている。農家が請け負う経営耕地について、五年前と同様、「二回目の請負期限到来後の三十年再延長」を「試点」（試験実施）の形で継続する（地域の実情を踏まえて地方政府主導で進め、あえて全国統一政策にしないことを強調する趣旨）としている。種子業振興活動の展開や、「ハイエンド・スマート化、丘陵山地向け」農機の研究開発利用についても記述されている。

3）第26項（郷村建設）

次の第26項は郷村建設＝インフラ・生活環境と郷村特色産業育成・農民収入増加についてであるが、今回は「郷村建設活動の実施」という端的なタイトルであったのに対し、「住みよく仕事がしやすく調和がとれて美しい郷村の建設の推進」とされ、郷村建設が深化したことを強調しているものとみられる。内容としては、習近平総書記が浙江省のトップ（党委員会書記）であった時代に自ら推進したとされている「千万工程」（千の村をモデルとして万の村を改善するプロジェクト）の経験を「学び活用する」ことが掲げられ、地域の実情に合わせて地域ごとに整備を進めることが強調されているとともに、農村インフラの「完備度」、公共サービスの利便性、居住環境の快適性の向上がうたわれている。また、農村のトイレ、ゴミ等の問題を一つ一つ解決していくことが強調されている。この場合に、「行政村」ごとに一つの単位として進める従来のやり方に替えて、地理的・機能的・産業的に相似する「片区」（＝エリア）を形成し、これを一つの単位として計画を策定し、政策や資源を統合し、更に産業や環境の整備に当たってはいくつかの「片区」を「連片化」して、振興策を進めることを新たに打ち出していることが注目される。村によって規模や人材、経済力の格差が大きく、全体の底上げが困難となっているケースが多いという問題を克服したいという意味合いと考えられる。産業面では、「県の区域」の経済を発展させること、農業の多面的機能を重視すること、農村の一二三次産業の融合を進めること、郷村の特色ある産業を育成することによって、農民の収入増を図ることが掲げられている。

4）第27項（農業農村支援政策）

最後の第27項では、「強農恵農富農（農業を強くし、農村に恵みを与え、農民を富ませる）政策の効能のレベルアップ」として、財政金融や社会のサポートにより「農民の農業従事・食糧栽培の意欲を保護し喚起する」ことがうたわれ、食糧生産地域に対する「利益補償」の観点重視されるようになっている（5.（2）2）参照）ことが際立っている。

前回の表題は、「都市郷村融合発展体制の仕組みの整備」⁽²⁰⁾であったが、その意味合いは変わっていないものの、タイトル上も、あるべき改革や展開方向の理念を示すことよりも、農業・農村両面での農民に実益のある政策の存在を強調するものとなっており、第25項のタイトルから「競争力」が消えていることと併せ、食糧生産安定と都市農村間格差の縮

小に向けた党・政府の支援姿勢のアピールを優先する意図が秘められているとみられる。

「利益補償」の新たな目玉としては、「(食糧)生産地域・販売地域間の横向利益補償の「実施」が五か年の課題として掲げられている。習政権下においてスタートさせ、軌道に乗せなければならない極めて重要な課題であることは確認されたといえるが、制度化にあたっての仕組みづくりや地域間の調整が複雑であることから、制度が本格的に動き出すまでは、まだ解決すべき課題は多いのではないかと推察される(百崎(2025)3.(4)参照)。

第27項は、「強農恵農富農」というタイトルではあるが、後半部分には、食糧安全保障や農産物貿易上の課題である「食糧の買入れ・売渡しと備蓄管理の強化」や、「農産品輸入多元化の推進」、「貿易と生産の協調」が盛り込まれていることが注目される。

また、鄉村振興へのアプローチとしては、集団主義への回帰の色合いの強まりを反映し、農村の土地の「集団所有」の堅持を大前提とした、「農村集団経営性建設用地」(土地を活用した集団主体による収益確保策の促進)と住宅用地・農家住宅の有効活用による「新型農村集団経済の発展」を支援することがうたわれている。

そして、同項後段で、(2021年から2025までの)五年間の「過渡期」が終了した後を受けて「常態化」(一般対策化)させた形で実施する、「再貧困化」や「新たな貧困化」を防止する仕組みを統一的に計画し確立することがうたわれている⁽²¹⁾。

4. 農業強国建設加速化規画のスタート

2025年3月の全国人民代表大会(全人代)の終了後、4月7日に、「中国共産党中央 國務院 農業強国建設加速化規画(2024-2035)」が公表された。

前述のとおり、2017年10月の第19回党大会で「社会主義現代強国」の建設を21世紀半ば(2050年、中華人民共和国建国百年のタイミング)に実現することと、その前段階として「2035年には基本的に社会主義現代化を実現させる」ことが宣言された時点では、その「パーツ」として掲げられた十二の「強国」の中には入っていなかった「農業強国」が、2022年11月の第20回党大会で新たに加えられた。こうした経緯を踏まえ、「農業強国」への取組が「2026年(第十五次五か年規画開始年)に実質的に動き出すのでは遅すぎる」と習総書記以下指導部が判断したため、農業強国建設加速化規画は、その公表の一年前の2024年にスタートしていたとするかなり窮屈な構成がとられているとみられる。

規画冒頭に、「国を強くするにはまず農を強くしなければならず、農が強くなることで国は強くなる。農業強国は社会主義現代化強国の根幹である。」との位置付けが述べられている。また、「農業強国」と「鄉村全面振興」(2025年の一号文件(2025年2月公表, 5.

(2)参照)のタイトルであり、別途「四か年規画(2024-2027)」(2025年1月公表, 5.

(1)参照)も出ている。)との位置関係も問題であるが、規画の期間を「十二年」対「四年」とし、農業強国加速化規画中に強国化の一側面としての「鄉村全面振興」をたびたび登場させる(逆に、「鄉村全面振興規画」中には、「農業強国」は一回しか登場しない。)など、前者が最終目標、後者がそのための当面の手段(なお、「鄉村の全面振興」の方も、「決

定的進展」を得るのは2035年と揃えられている。）と位置付けられていると考えられる。

規画の第一章「全体的要求」において、「為さなければならない業務」として、

① 農業強国のバックアップ体制の増強

農業の総合生産能力の向上（食糧・重要農産品供給保障の弱点に対応＝食糧安全保障の主導権確保）、「革新」を核心的地位に置き、科学技術強化と農村改革深化を進める（＝「農業強国建設のバックアップ体制を増強」）

② 農業強国のベースとなる「色合い」づくり

緑色循環・低炭素化した生産と生活の方式の形成を発展させること

③ 農業強国建設の成果の恩恵を、より多く、より公平に農民にもたらすこと

小規模農家の利益保護、農民の持続的収入増・都市郷村間収入格差の縮小、産業発展と農民工（出稼ぎ農民）就業、「強農恵農富農」化のための支援制度、再貧困化防止と整理されている。

また、「主要目標」として、目標年次を三区区分し、各区分を以下のように位置付けている。

ア 2027年までに、農業強国建設の顕著な進展確保

安定生産・供給保障能力向上＝食糧総合生産能力7億トン到達・重要農産品の合理的自給水準保持（なお、「7億トン」は2024年に既に到達している。）、農業科学技術の支えの強化・革新的技術のブレークスルー達成、品種育成の顕著な成果、農業機械の弱点補強、「現代郷村産業」のシステム整備、産業チェーン・供給チェーン・バリューチェーンの延伸、農業国際競争力向上、「住みよく仕事しやすい調和がとれて美しい郷村建設」の進展、農村エコ環境改善、交通・用水・トイレの利便性向上、汚水処理・診療サービス・高齢者福祉等の向上、貧困脱却の成果の強固な発展・農村住民可処分収入の増加・都市との収入格差縮小

イ 2035年までに農業強国建設の顕著な成功

郷村の全面振興が決定的に進展、農業現代化がおおむね実現、農村がおおむね現代的生活条件具備、食糧生産能力安定、郷村産業チェーンのレベルアップ、郷村インフラの完備、郷村公共サービスの均てん、農業農村の法治建設・郷村統治システムの整備

ウ 本世紀半ば（2050年）までに農業強国が全面完成

供給保障が安全・確実、科学技術革新の自立自強、施設設備が完備、郷村産業チェーン整備・高効率化、良好な田園郷村文明・農民生活、国際競争における優位性が顕著、都市と郷村が全面融合、「郷村の全面的振興と農業農村現代化の全面的実現」

以上の総論（「全体の要求」：第一章）に続き、各論としては、第3表のとおり、7つの章（第二章～第八章）からなっている。

第3表 農業強国建設加速化計画の構成

二	食糧安全保障の根幹固め、 「中国人の飯碗を更に安定」 ＝農業強国の物質的基礎を強固に速やかに築く	(1)	耕地の保護と造成整備	耕地の転用・補充均衡制度の改革整備、耕地（1.24億ha）と永久基本農田（1.03億ha）の面積保護、アルカリ土壌地等改良・優良土壌の保護・荒廃農地改善、高規格農田の整備、水利インフラ、農業防災減災等
		(2)	食糧と重要農産品の生産レベル向上 牧畜業の安定発展を支援	新シリーズの5千万トン食糧生産能力レベルアップ活動、食糧・食用油等大面積単収向上活動、水稻・小麦生産安定、植物油原料作物（菜種、落花生等のほか油茶等開拓、「副食品」市長責任制、養豚の高質発展、酪農・乳業の競争力向上、肉牛肉羊の量・質アップ、現代的漁業発展、サトウキビ、天然ゴム等
		(3)	食糧生産支援政策の整備	耕地保護と食糧安全保障の「党・政府同一責任」、「コメ袋」（＝食糧）供給保障責任、食糧播種面積（1.17億ha）・穀物面積（0.97億ha）の安定、食糧栽培農民への収益保障（価格、補助金、農業保険等）体系整備、重要農産品の価格を合理的水準に保持、食糧生産地域利益補償の仕組み（大食糧生産県への奨励補助、食糧生産地域・販売地域間の省際横向往来利益補償の仕組み創設）
		(4)	食糧と重要農産品の備蓄コントロール強化	国家備蓄システム整備、食糧買入売渡・備蓄管理の統一的改革、食糧・重要農産品チェーンのモニタリング・早期警報システム、飼料用大豆かす減量代替活動、食物節約・反浪費と播種・収穫・貯蔵・加工・消費時の損耗防止
		(5)	多角的な食物供給システム構築	大農業観・大食物観の確立、全方向・多ルートのお食物資源開発、木本性食糧・食用油の発展、良質飼料用牧草生産発展、大水面エコ漁業・養殖漁場建設、施設農業のレベルアップ、植物工場等の発展、生物産業発展等
三	農業科学技術の裝備革新、高水準農業科学技術の自立自強加速化 ＝農業の「新たな質の生産力」を發展させて農業強国建設を推進	(6)	農業科学技術の革新	基礎研究、遺伝子、重大病虫害・気象災害、知的財産権等
		(7)	種子業の自主革新・全面的ブレークスルーの推進	種子資源保護利用強化、育種と家畜家きん遺伝改良、植物新品種保護等
		(8)	農業機械裝備の全過程全面レベルアップの推進	ハイレンド・スマート化農機、山間地用小型機械等の研究開発等
四	現代農業経営システム整備、小規模農家の現代農業発展への連結促進 ＝農業強国建設加速化への活力を増し、原動力とする	(9)	デジタル技術と現代農業の全面的融合の促進	ビッグデータ、スマート農業等
		(10)	家族農業経営の集約化レベル向上	土地請負期限到来後の三十年試験（第二シリーズ）の実施の推進、所有権・請食権・経営権の分置改革深化、小農家の能力向上
		(11)	農村集団所有経済の活性化	農村集団所有財産権制度の改革深化、農村集団経済組織の農業生産面のサービス機能整備、新型農村集団経済發展で、農民に十分な財産権益をもたらす
		(12)	新型農業経営主体の質と効率アップ	家庭農場の経営能力向上、農民合作社の機能強化、請食権経営の流動化促進等
五	農業産業システムのレベルアップ、農業の総合的な効率利益向上 ＝農業を現代化された大産業に	(13)	敏速で高効率な農業社会化サービスシステム整備	サービスモデルの革新＝食糧食用油作物から経済作物・畜産・水産養殖・生産前後へのサービス拡大
		(14)	農産品の加工流通の改善レベルアップ	加工技術、流通ネットワーク、コールドチェーン、物流配送、Eコマース等
		(15)	農業の良質化ブランド化推進	ブランド創造、品質評価認証、安全管理等
		(16)	農村の特色産業發展	特色ある耕種農業と畜産、手工業・伝統工芸、特色ある文化産業＝文化遺産・民族集落・伝統建築
		(17)	農村産業の融合發展	生産・加工・流通、クラスター化、リーダー企業育成、新産業新業態育成＝農業と観光・教育・健康保護
		(18)	農業の全面的綠色モデルチェンジ	農業用水適正管理、耕地輪作休耕、生物資源保護、エコ循環農業發展、長江十年禁漁等
六	農業の対外的協力連携の深化、農業の国際競争の新たな優位性を育成	(19)	農業の国際競争力の向上	輸出向けの農産品レベルアップ、自由貿易試験区等の利用等
七	住みよく仕事がしやすい調和し美しい農村の建設推進、農村の現代的生活水準レベルアップ ＝農民に地元で現代的文明生活を過ごさせる	(20)	農村整備水準の向上	国土空間規画と村落規画整備、農村インフラ完備度・公共サービス利便性の向上、農村教育、高齢者サービス、トイレ革命推進、汚水・ごみ処理等
		(21)	農村統治のレベルアップ	党组织がリードした農村統治管理システム
		(22)	農村精神文明の深化	「新時代農民」育成、風俗転換、伝統村落保護、公共文化サービス
八	都市と農村の融合發展促進、都市と農村の格差縮小 ＝民生福祉を着実に増進	(23)	農民の収入増加ルート拡大	領域富民産業の強大化、ハイレベルの職業技能訓練、就業促進、農村住宅用地の管理・利活用、農村集団の「經營性建設用地」活用・収益分配の仕組み整備、医療保険・養老保険整備等
		(24)	都市と農村の融合發展推進	都市農村の諸要素の平等交換・双方向の流動・公共資源の均衡配置、土地譲渡収入を農業農村に活用、農業転移人口の市民化・公共サービス（保険・住居・教育）の権利同等化
		(25)	貧困脱却地域・大衆の内生的發展増強	（五年間の過渡期終了による）常態化した再貧困化・新たな貧困化の防止、扶助産業の育成強化、貧困脱却地域のインフラや職業教育の強化等

最終章（第九章）は、「保障措置」として、党の全面領導を冒頭に掲げつつ、関係部門の政策協調の強化（財政投入，金融サービス，農業保険），三農関係幹部の研修，鄉村振興人材育成の支援（大学，職業教育），法律規範体系，地域間の役割の区分等について記述している。

5. 「鄉村全面振興」をめぐる・・・四か年計画と2025 年一号文件

（1）「鄉村全面振興規画（2024-2027 年）」

1）概要

2025 年 1 月から 4 月にかけて、順次發出された二つの計画（「規画」），一号文件の中で、最初に公表されたものが、1 月 22 日の「中国共産党 國務院「鄉村全面振興規画（2024－2027）」」である。

2026 年からの「第十五次五か年規画」（3. 参照）と「農業強国建設加速化規画（2024－2035）」が準備される中で、あわただしく「四か年」といういささかイレギュラーな計画が、しかも發出年を一年さかのぼって、實質的に「残り三年」のタイミングで發出された

（しかも、2025年一号文件のテーマも「郷村全面振興」となることは、2024年12月の「農村工作會議」の段階で決まっていた（公表は2月23日）ので、これとの重複感も否定できないであろう。）ことには違和感があるが、2021年の第十四次五か年規画のスタートの段階では使用されていなかった「農業強国」が、2022年10月の第二十回党大会から動き出すこととなったことから、第十四次五か年規画における「三農」関係でのメインテーマである「郷村振興戦略の実施」をその五か年規画の終了年である2025年の段階でしっかりとした形としておかなければならないとの要請が生じたため、急ぎ準備され、2024年後半からは、正式公表に先立って各地域での「学習」が開始されていたものとみられる。そして、次の党大会（第二十一回、2027年秋に開催見込み）までに、一定の成果を上げておくとの意味合いで「2027年までの計画」とされているものと考えられる。

なお、「郷村振興の全面推進」というタイトルは、第十九回党大会報告にはないものの、2021年の「第十四次五か年規画」には既に登場しており、一号文件のタイトルとして、2021年から2023年まで連続して「全面推進郷村振興」（郷村振興の全面的推進）が、2024、2025年には「推進郷村全面振興」（郷村の全面的振興の推進）が含まれている。微妙な違いだが、「郷村振興の推進（が全面的）」よりも「郷村の全面振興（の推進）」の方が、一歩前進しているとのニュアンスとみられる。

2）計画の枠組み

「郷村の全面振興の長く効果を発揮する仕組み」としては、習近平総書記が浙江省のトップ（省委書記）時代に自らリードしたとされる「千万工程」（千の村をモデルに万の村を改善するプロジェクト）を「学習し活用する」ものとされる。そして、「国家食糧安全保障」を確保し、「農村人口の中で、一定規模に及ぶ再貧困化・新たな貧困化を発生させない」ことの二点を確保することをベースラインとして、郷村の産業発展レベルと郷村建設のレベルと郷村統治管理のレベルの三つを向上させ、科学技術と改革を「両輪」として強化することとともに、農民の収入増を強化することを通じて、「五つの振興」すなわち「産業振興・人材振興・文化振興・生態（エコ）振興・組織振興」を着実に推進するものとしている。その際、堅持しなければならない八つのポイントとして、①党の全面指導（これが政治的保障であるとされる）、②農業農村を優先して発展させること（引き続き政策の供給を強化）、③都市と郷村の融合発展（工業と農業が相互に補完しあい、協調し、ともに繁栄する「新たな工と農・都市と郷村の関係」の構築）、④農民の主体的地位（農民の意欲と主体性と創造性の喚起を図る）、⑤地域の実情に応じた推進（施策を分類し、発展段階ごとに振興策を進める）、⑥人と自然が調和し共生すること（環境を重視した「緑色発展」）、⑦改革・革新を深化させること（内発的な原動力を常に喚起）、⑧順を追って少しずつ、時間をかけて進めることが挙げられている。

そして、2027年までに達成すべき目標として、郷村の全面振興が実質的に進展を得ること、東部の発展した地域と、中西部の条件の整った大型中型都市の近郊の郷村で先行して農業農村の現代化をおおむね実現させることが挙げられている。その際、達成すべき課題

としては、国家食糧安全保障の基本がさらに安定し、「中国人の飯碗がしっかり自らの手中に掌握される」こと、郷村の産業がさらに隆盛になること、郷村がさらに環境調和的で住みよいものとなること（環境の改善、インフラの完備、都市との基本的公共サービスの均等化が進む）、郷村文明がレベルアップすること（優れた中華伝統文化の伝承発展が進み、農民の総合的な「素質」（資質、民度）が全面的に向上すること、郷村の統治管理のシステムと能力が効率的・効果的なものになること、農民生活がさらに良好になって収入レベルが向上すること、農村の低収入人口・未発達地域でレベルに応じた扶助制度が確立することが挙げられている。そして、2035年には郷村全面振興が決定的な進展を遂げ、農業の現代化がほぼ実現し、農村の現代的生活条件がほぼ整うとされている。

通常の「三農」関係の計画類は、農業・食糧から各論が始まるが、本規画は、各論の最初（第二章）が「都市と郷村の発展の枠組みを改善し、郷村の全面振興を分類し順序良く推進する」とされ、その中で以下の四点を進めるとされている。

- ① 「都市と郷村の発展の配置を統一的手配の下で改善する」（国土空間計画の役割の重視の下、耕地を保護し、無秩序な転用を防止すること、郷村の機能・空間の配置と農産品主産地区の建設等のゾーニング強化を行うことについて記載）
- ② 「都市と郷村の融合発展の推進」（新たな「農業からの転移人口の市民化」活動の実施＝常住地で戸籍を登録して公共サービスを提供する仕組みを推進し、すべての常住人口を公共サービスのカバー範囲とすること、都市定着農民の農村における土地権益＝農地請負権・住宅用地使用权・集団における収益分配権＝を保障し、同時に自らの意向に基づく有償の退出も進めること、都市と郷村を統一した事業用地市場を構築すること、都市から人材や技術を郷村に流動させること等）
- ③ 「郷村の全面振興を分類して推進」（集積増強村落＝産業発展を重点的に強化、都市近郊融合化村落＝都市と郷村の一体化を推進、特色保護村落＝インフラと公共的環境を重点的に改善、移転撤退併合村落＝手順良く移転等を推進）
- ④ 「貧困脱却地域の全面振興と連動させて推進」（過渡期（2025年まで）における扶助政策、その後を含めたインフラの弱点カバー、産業システム、先進地域との協調、扶助政策から郷村全面振興への転換等）

3）人材育成の重視等

総論的に置かれた第二章に続いて、「五つの振興」（産業、人材、文化、生態、組織）の順に各論が進められており、第三章（現代的農業建設を加速し、あらゆる方向から食糧安全の根幹を固める（農業振興））と第四章（郷村産業の高質な発展を推進し、農民収入の成長を促進する（関連産業・他産業振興））が「産業の振興」に充てられているが、その次の第五章として、郷村の「人材の振興」（＝人材育成）に一つの章（「大きく力を入れて郷村人材を育成し、各種人材を吸収して郷村の全面振興に献身させる」）が充てられているのが本規画で非常に特徴的な点といえるであろう。有為の人材の多くが都市への出稼ぎにより減少し、農村の振興を担う人材不足が相当に深刻な問題として受け止められていることが

うかがわれる。具体的には次の三項目が記述されている。

① 「郷村人材グループを強化化」

資質の高い農民（青年農民と新型農業経営主体）の育成計画と、郷村産業振興のための「実用人材リーダー」を育成する「先頭を行く雁プロジェクト」を実施するとし、青年農民と新型農業経営主体に対する育成指導を強化し、農村の実用人材リーダー育成計画を進める。他方で、都市から青年が郷村へ来て活躍し、就業・創業するよう奨励誘導する。大学や研究機関が農畜産業の作目ごとに現場に研究者・大学院生を派遣して、実地で生産を実践しつつ農民の研修育成を行う「科学技術小学院」（全国に約五百院）方式や、計画的に農業技術普及サービスの誘致、郷村振興人材の支援、特に郷村で業務を行う医師の育成のため、医学生を学費無料で育成すること、農村の法律人材や児童関係サービス人材の育成強化等を行うとしている。

② 郷村人材育成システム

村の幹部や農民の中から大学等への受験出願者を募る「一村一大学生」育成計画を継続的に実施すること、農業関係研修システムの整備、農村職業教育・成人教育の強化（特にデジタル関係やEコマースの人材）などを行うとしている。

③ 郷村人材保障システム

各種人材について期間を決めて郷村で服務を行う制度の設置、Uターン者・退役軍人・引退した専門家等が郷村全面振興に献身することを支援、科学技術・医療・教育等の幹部人材を「セットにして」支援する仕組み、郷村人材のレベルと種類を区分し評価するシステム、Uターン創業就業人員の農業関係研修への組入れなどを行うとしている。

4）郷村づくりに関する各章

郷村づくりに関する内容（第六章～第十章）は以下のようにになっている。

第六章が「文化振興」（「郷村文化の繁栄，新時代の文明風土の育成」）であり，中国の特色ある社会主義思想，文化・科技・衛生の三つを郷村で展開させる活動，伝統的村落や無形文化遺産の保護，伝統工芸・伝統祝日等の振興，農村ツーリズムの展開等が挙げられている。

第七章が「生態（エコ）振興」（「郷村生態（エコ）文明の建設を深く推進し，発展方式を緑色にモデルチェンジする」）であり，環境調和型生産技術の普及，生態循環農業の発展，農業の脱炭素化，生態環境の改善，生態保護補償制度の整備等が列記されている。

第八章は「住みよく，仕事がしやすく，調和がとれて美しい郷村の建設，農民福祉の増進」であり，インフラのレベルアップ，居住環境の改善（トイレ，污水处理，生活ごみ等），基本的公共サービス水準の向上（教育，医療衛生，高齢者・子育て等），農村コミュニティサービス，「デジタル郷村」の建設，村落計画の制定・農村公共インフラのメンテナンス等について記述されている。

第九章は「農業農村改革の深化，農村発展の活力の喚起」で，農地請負等の農村の基本的経営制度，農村集団経済の発展，農村土地制度改革（住宅用地，集団で運営する事業用

地、鄉村振興のための多元的な投入を保障する仕組み（財政、金融、農業保険）等について記述されている。

第十章が、「五つの振興」の五番目の「組織振興」（「農村基層組織の建設の強化、鄉村統治管理の現代化」）であり、党の指導を農村に浸透させ、統治体制を確立すること、県・郷・村の三段階の統治システムの整備の方法、村の治安の安定・村民管理の手法等が記述され、最後の第十一章で、中央、省、市・県・郷レベルの役割分担による党主体の組織的な指導体制を確認する形で規画が締めくくられている。

（2）2025 年「一号文件」

1）2 月末の公表

2025 年の「三農（農業・農村・農民）」関係の基本方針を示す、中国共産党中央・国務院一号文件（2025 年 1 月 1 日付け）「更に農村改革を深化させ郷村の全面振興を着実に推進することに関する意見」は同年 2 月 23 日に公表された。

公表日は、春節（旧正月）休みとの関係で早くなる年と遅くなる年がある（2025 年の春節は 1 月 29 日、2 月 4 日までが休暇期間）が、中国の国会に当たる全国人民代表大会（全人代）が 3 月 5 日からで、その十日前というのは、かなりギリギリのタイミングといえる。

一つの理由は、（1）のとおり、「郷村の全面振興の推進」という同じ主題で、2024-2027 の四か年を対象とする「郷村全面振興規画」が公表されたのが春節直前の 1 月 22 日であり、この四か年計画の存在価値を高めるためにも、一号文件公表まで、ある程度長い期間を取りたかったのではないかと考えられる。

ただし、「一号文件」の方は、同規画と異なり、章立てについても、食糧・農業、産業、郷村建設、統治というオーソドックスな順序であり、「郷村振興」に関する章を冒頭に出す等の措置は取られていない。

なお、特異的なのは、2025 年が、「貧困脱却」後の五年間の過渡期間の最終年であることを踏まえ、第一章の「食糧等重要農産品の供給保障の能力増強」の次の第二章に「貧困脱却攻略の成果を強固に展開」が単独の章として入っていることである。

これは、2020 年をもって貧困は撲滅したとされているため、「貧困対策」ではなく、形式上はあくまで「脱貧困後の『再貧困化』防止対策」であるが、2021 年からの過渡的な移行期間が経過し、その後の数年が、真に貧困脱却の定着、再貧困化の防止が達成できるのかどうかの真価を問われる局面になっているということと考えられる。なお、前任の唐仁健農業農村部長が 2024 年に解任された経緯の中で、汚職問題とともに貧困脱却対策上の不手際も理由に挙げられており⁽²²⁾、現職の韓俊農業農村部長は、2025 年 1 月 15 日の人民日報に、「中国の貧困脱却攻略の世界的意義を正確に全面的に理解する」と題する小論を発表している経緯をみても、本文件でも、改めて関連対策に注力することが強調されているものとみられる。

また、文件名の「更に農村改革を深化させ（ることにより）郷村の全面振興を着実に推

進めることに関する意見」は、2024年7月の中国共産党第二十期中央委員会第三次全体会議（三中全会）における決定文書が「更に全面的に改革を深化させ（ることにより）中国式現代化を推進することについての決定」となっていることに呼応しているとみられる。三中全会決定で強調されている「三農」関係の「改革」項目は、①新しい形の都市化体制の仕組みの整備推進（農業からの転移人口についての都市での「市民化」と農村における権利保障）、②農村の基本的制度の強化整備（土地請負権の再延長と請負地経営権の流動化、農業社会化サービスと新型集団経済の発展）、③農業を強くし、農村に恵みを与え農民を富ませる支援制度の整備（郷村振興への支援制度（補助、保険）、郷村の産業振興、貧困脱却地域支援、食糧栽培農民への収益補償等）、④土地制度改革の深化（耕地の転用・補充の均衡化、高規格農田化の推進、農村住宅用地と農村集団所有経営用地の市場化改革等）で、記述順序は異なるが、これらがほぼ「一号文件」の内容と対応しているといえる。

2）2025年一号文件の注目点

「一号文件」は、農業関係では、以下の諸点が注目される。

- ① 食糧と油料作物の大面積での単収向上がトップに掲げられている。なお、食糧安全保障法にもみられるように、食糧を際立たせることが多い生産振興の中で、「植物油原料」（菜種、落花生など）の地位が食糧と並ぶ地位まで上昇していることが注目される。また、「大面積単収向上」とは、単収向上の実効を上げるためには、実験圃場的な取組ではなく、一定地域を網羅するような広大な面積での取組が重要であるとする最近の農政サイドの指導の方向に立脚している。
- ② それから、二番目の項目として、「牧畜業の安定発展」が掲げられているが、2023年は豚肉、2024年は牛肉の価格が低迷し、それぞれ経営収支が赤字になったとされており、特に、牛（肉牛、酪農）については、てこ入れが急務となっていた（2.（2）3）参照、ただし、セーフガードの問題（2.（2）4）参照）については、商務部サイドの問題でもあり、文件中にはない。）ため、食糧の次という位置にこの記述が来ていること自体、当局の重視姿勢を示すものとして注目される。
- ③ このほか、昨年の農業関係の報道で最も多く取り上げられていた政策が、「横向利益補償」である。これは、中央政府が「食糧生産地域」に対して生産補助金や最低買入価格保障などを行うことを、「縦方向の利益補償」と呼び、それと対比した表現として、水利や高規格圃場等の整備に多額の投資を必要としながら、総じて財源に乏しい食糧生産地域（黒龍江省、吉林省、河南省、安徽省等）に対して、沿海地域の「食糧販売地域」（北京市、上海市、天津市、浙江省、福建省、海南省）から資金を拠出させ、食糧生産地域へのテコ入れと地域間格差是正を図るとの考え方である（百崎(2025)3. 参照）。

今回の文件の中で、ア「実施をスタートさせる」とされていること、イ 制度の仕組み自体は、当初は、個別の省の間で取り決める方向であったと考えられるが、「中央が統一的に調整して実施する」との方向が加えられたこと、ウ 「沿海省・市に資金を拠出させる」というが、どのように財源を確保するのかが見えていなかったことを踏まえ、

「資金集めと分配をうまく行う」との文言が加えられていることが特徴的である。

アについては、ここでは、新たな制度の実施に「着手」したこと、すなわち、党・中央政府主導で制度化が決定したことをもって「スタートした」とされているものと考えられる。この点について、2025年12月の国家統計局の食糧生産量データ公表（国家統計局(2025)）の際、同局の農村担当司長は、同年の「食糧豊収実現」の理由の一つとして、「中央（党中央と中央政府）の統一的手配の下で」（新たな制度の）「実施がスタートした」ことで「農民の食糧栽培の意欲と地域（地方政府と末端の村幹部など）の食糧問題掌握の意欲が十分に増した」⁽²³⁾ことを挙げており、特に、「食糧生産地域」とその農民に対しては、中央が動き出したことで既に実質的に制度が動き出しているとの説明を行っているものと考えられる。

前述のとおり（3. 参照）「横向利益補償」は、第十五次五か年規画建議の中では、同規画の「五か年間」に「実施」と記述されているが、2026年1月に入り、農業農村現代化等の状況についての記者会見で、農業農村部の副部長は、同年に実施する重点課題の一つとして、同制度を「しっかり実施する」ことを挙げており⁽¹⁾、2026年中に何らかの形で「制度の実施」までこぎつけるめどが立ったと判断している可能性がある。ただし、解決すべき課題は多く残り、中国の国内経済状況が厳しい中で、「食糧販売地域」側の負担の重さや、それを地域内でだれがどのように負担するのかについて、関係者の納得が得られているのか、非常に不透明なままであることには変わりがないと考えられる。

なお、文件全体の章建ては第4表のとおりとなっている。

第4表 2025年一号文件の項目建て

1	食糧等重要農産品の供給保障の能力を引き続き増強	(1)	食糧・植物油原料作物の大面積単収向上活動を深く推進
		(2)	牧畜業の安定発展を支援
		(3)	耕地保護と質の向上を強化
		(4)	農業科学技術の力の協同攻略を推進
		(5)	農業防災減災能力の建設を強化
		(6)	食糧生産支援政策体系を整備
		(7)	農産品取引と生産協調の仕組みを整備
		(8)	多角的な食物供給体系を構築
		(9)	長期的に効果のある食糧と食物の節約の仕組みを整備
2	貧困脱却攻略の成果を引き続き強固に展開	(10)	貧困への逆戻りや貧困化を発生させないベースラインを厳守
		(11)	農村の貧困逆戻りや貧困化防止と低収入人口・未発達地域の階層区分・分類扶助制度を一体的に整備
		(12)	国が形成した貧困脱却攻略資産の長期的な管理スキームを整備
3	県域の富民化産業の強化に注力	(13)	郷村の特色産業を発展
		(14)	農民と連携し農民をリードする仕組みを整備
		(15)	農民の収入増加の道筋を広げる
4	郷村建設の推進に注力	(16)	県域の都市と郷村の規画を統一的に配置
		(17)	インフラ施設の農村への延伸を推進
		(18)	農村の基本公共サービスの水準を向上
		(19)	農村のエコ環境の改善を強化
5	郷村の統治体系を強力に整備	(20)	農村の基層レベルの党組織の建設を強化
		(21)	基層レベルの負担軽減に向けて引き続き形式主義を改善
		(22)	文明的な郷村風土の建設を強化
		(23)	農村の風俗の変革を推進
		(24)	農村の安定安寧を維持
6	要素の保障と体制的な仕組みの配置の改善に注力	(25)	農村の土地請負関係を安定・整備
		(26)	農村の資源資産をうまく管理しうまく使用
		(27)	郷村振興投融资の仕組みを革新
		(28)	郷村の人材の育成と発展の仕組みを整備
		(29)	林業、農墾と供給販売社等の改革を統一的に推進
		(30)	農業転移人口の市民化の仕組みを整備

6. おわりに

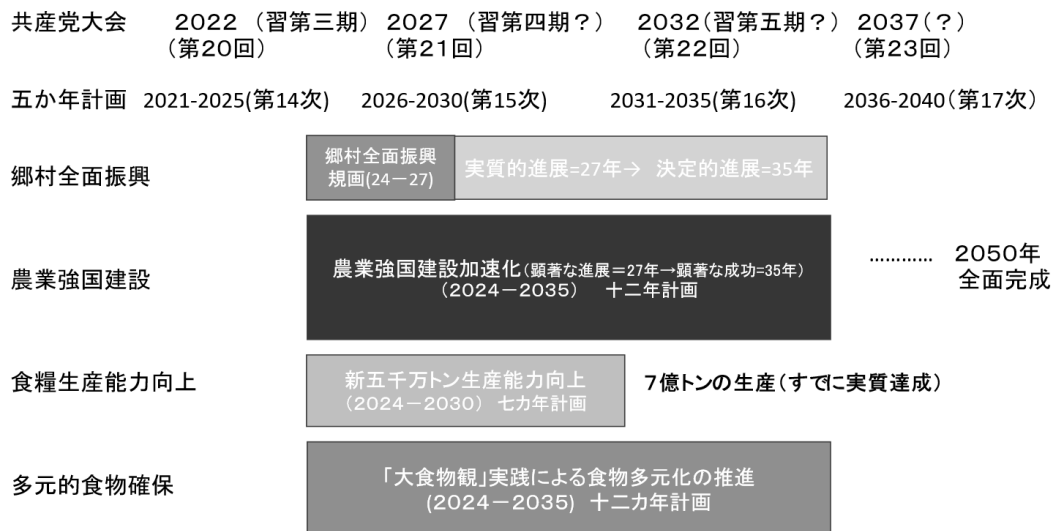
近年の中国の食糧生産は、耕地面積の維持、高規格農田の整備、新品種開発普及への努力、機械化や農業資材の活用等を図る政策対応が続けられ、豊作が続く、作付面積とともに収量もかなり安定してきており、特に穀物は国産により量的には安定的に確保できる状況となっているとみられる。大豆や植物油原料も、単収向上の強力な推進とともに、今後人口減少に向かうことを前提に、対外的な不安定さがますます悪化すると見込まれる中、一層の自給力向上を目指し、農民収入や生産地域の財源確保に向けては、中央からのみならず「消費地域からの」補償財源を加えることにより、目に見える形での格差是正を進め

ようとする姿勢を強めている。こうした取組が功を奏し、中国が不安なく歩みを続けられるのかどうかは、世界人口に占める比重や寄与度は縮小方向に向かうとはいえ、依然として、世界の食料需給の安定に大きな影響を及ぼす問題であるといえよう。

他方、今後の中国経済は従来のような高い成長率が見込めない中で、こうした方向が順調に進むのか、特に、「横向利益補償」が、2026年中に一定の実施の形を整え、更に今後五年以内に軌道に乗ることとなるのか、持続可能なものとなるのか、格差は正の実を上げることができるのか、予断を許さないものがあると考えられる。

また、「三農」政策全体は、「社会主義強国化」の一環としての「農業強国」を掲げるとともに、「郷村の全面振興」の名のもとに、農村の居住環境や生活利便性、都市に比べて立ち遅れた社会保障や教育面での格差是正、「貧困脱却」後の立ち遅れた地域へのでこ入れ等が懸命に続けられていることがうかがわれる。こうした対応は、対外的な摩擦の激化、長期化が不可避と考えられる中での「内需拡大」の最大の関門が農村住民と、農村から都市へ移転した住民の生活水準の底上げにあるといわれ続けている中で、それを国全体の低成長下で、また人口減と高齢化が続く中で、本当に実現できるのかが、引き続き注目すべきポイントであり、中国社会の長期的安定を左右する大きな課題であるといえよう。

こうした点に着目しつつ、引き続き中国の農業・農村・農民問題に着目していきたいと考えている。



第10図 中国の五か年計画と農業・農村・農民政策の枠組み

注(1) 2026年1月22日に国務院新聞弁公室が実施した2025年の農業農村現代化・郷村全面振興推進に関する記者発表会における張興旺農業農村部副部長の説明, https://www.moa.gov.cn/hd/zbft_news/jknyncxdhtjxcqmzx/ (2026年1月30日閲覧)。

(2) 2025年3月3日に米国が、合成麻薬性鎮痛薬フェンタニルの中国からの流入を理由に中国からのあらゆる輸入品に課していた関税を10%から20%に引き上げたことに対抗し、3月10日から、鶏肉・小麦・トウモロコシ・綿花に対し15%、コーリヤン・大豆・豚肉・牛肉・水産物・野菜・乳製品に対し10%の関税を課した。また、4月2日

- に米国が中国からのあらゆる輸入品に対し「対等関税」を課したことに対抗し、4月10日から同様に34%の関税を課した。（その後、米国側の引上げ・引下げ措置に応じ、34%→84%→125%→10%と税率が変化した。（34-10=24%分については、2025年11月時点で、2026年11月までの期限付きで停止されている。）また、フェンタニルに関する対応については、11月10日以降、無期限で停止されている。
- (3) 前年は、それぞれ229万トン、190万トン（小麦粉の輸入は除く）。
- (4) 中国国内では中短粒種の価格が一般的に長粒種を上回っているが、輸出入の単価については、おおむねアジア向けの中短粒種>アフリカ諸国向け長粒種>アフリカ諸国向け中短粒種となっている。国内においてコメの在庫がダブつくことを抑制すべく、アフリカ向けの輸出が活用されているとみられ、このため、販売促進に向けて、アフリカ向けに輸出する中短粒種米には、低価格帯のものを充てていると推測される。（例えば、2025年11月の輸出単価（海関統計データから筆者算出）は、ギニアビサウ向け中短粒種：2.45元/kg、ブルキナファソ向け長粒種：4.72元/kg、香港向け中短粒種：5.51元/kg、日本向け中短粒種：5.89元/kg（資料：海関総署ウェブサイト））
- (5) 2025年10月のソウルにおける米中首脳会談とこれに先行してクアラルンプールで行われた関係級協議で合意が成立したとされるが、合意内容をめぐっては、輸入数量の約束があったとする米国側（ベッセント米国財務長官の同年10月30日の記者向け説明では、2026年1月までに1,200万トン、その後三年間、最低でも年間2,500万トンを中国は米国から購入）と、輸入数量についてまったくコメントしていない中国側の間に齟齬が見られる。
- なお、2026年1月20日の報道（ロイター）によれば、中国は、米国側が求める1,200万トンの購入目標に見合う買付けを完了したとされている、
<https://jp.reuters.com/markets/commodities/WYD6BG4Q75M45JKTBAD4WXKOQI-2026-01-20/>（2026年1月30日閲覧）。
- (6) 菜種に対して元来適用されている輸入関税率9.0%に対する上乗せ。
- (7) この間、国内菜種相場は、鄭州商品取引所の先物指数で、2025年8月29日：4,646元/トン→12月30日：5,526元/トン（18.9%上昇）。（https://www.baidu.com/s?ie=utf-8&f=3&rsv_bp=1&rsv_idx=1&tn=baidu&wd=%E6%B2%B9%E8%8F%9C%E7%B1%BD%E6%9C%9F%E8%B4%A7&fenlei=256&rsv_pq=0xf25ad1160029db21&rsv_t=e42dvjMBU1jsdYmoP3%2FSNJ3n7xxyXGBAQvicHkv2VYzFlQCkJbu4q37k30e&rqlang=en&rsv_dl=ts_0&rsv_enter=1&rsv_sug3=8&rsv_sug1=5&rsv_sug7=100&rsv_sug2=1&rsv_btype=i&prefixsug=youcaizi&rsp=0&inputT=5208&rsv_sug4=5209&rsv_sug=4、2026年1月30日閲覧）
- (8) 「豚生産能力管理基準」は、元来、国民生活に不可欠な豚肉の安定供給が主目的で、コントロールの主眼である母豚頭数は前月比5%増まで許容されており、価格の低下時に直ちに頭数削減の即効性は持たないと考えられる。同基準は、2024年の改定で繁殖母豚の飼養頭数基準を従来より200万頭引き下げ、3,900万頭とするともに、その92%（3,588万頭）まで許容する（上限は105%）との緩和が行われたが、減少傾向にあるとはいえ、2025年末の飼養頭数は前年末を上回る3,961万頭（101.6%）に達している。
- (9) 2024年9月14日付け農業農村部・国家発展改革委員会・工業情報化部・財政部・中国人民銀行・市場監督管理総局・金融監督管理総局「肉牛と乳牛の生産安定発展に関する通知」（https://www.moa.gov.cn/nybg/2024/202410/202410/t20241022_6464801.htm、2026年1月30日閲覧）。牛の質の向上や乳用母牛の増強、「新型経営主体」（家庭牧場（規模の大きな家族経営）や酪農合作社等）の育成、牧草用の耕地の確保による牧草コストの低減、乳牛飼育と生乳加工の連携強化、資金借入れと農業保険の強化、貧困脱却地域における畜産関係新プロジェクトの導入、牛肉と生乳の消費拡大、獣医・防疫対策や飼料利用高効率化・飼養管理精密化等の技術対策を打ち出している。
- (10) 2025年7月17日に行われた農業農村部の「2025年上半期の農業農村経済進展状況に関する記者発表会」において、黄保統・畜牧獸医局長は「旧正月の後、生体牛価格が底を打ち、情勢が好転し、3か月連続で全体として黒字を確保できた」としている。（<http://www.scio.gov.cn/live/2025/36791/index.html>、2026年1月30日閲覧）
- (11) 注(1)の記者発表会における陳邦勲・農業農村部発展規画司長の説明によれば、2026年1月時点で、「肉牛は25年4月以降9か月経営黒字が続いている」と説明している。他方、酪農経営は「赤字が9か月連続で縮小するとともに、生鮮乳価が下げ止まっており、政策効果は上がっている」と説明するが、赤字そのものは解消していない。
- (12) 2025年7月28日付け農業農村部弁公庁「酪農業の困難緩和と質の高い発展レベル向上に関する通知」、https://www.moa.gov.cn/govpublic/xmsyj/202507/t20250730_6476158.htm（2026年1月30日閲覧）
- (13) 6か国以外の「その他の国または地域」への枠もあるが、「適用されない発展途上国」が別に定められており、その中には、アフリカや中南米、大洋州の国々を中心に143か国（韓国、カザフスタン、ロシア、ベラルーシ、ウクライナ、セルビア、ボリビア、コロンビア、チリ、コスタリカ、南アフリカ共和国なども除外対象。）及び香港・マカオが含まれており、2024年、2025年に輸入実績のある国々で適用可能性があるのはハンガリー、アイルランド、フランスのみとなっている。
- (14) 豚肉95%、牛・羊肉85%、家きん肉100%。
- (15) 諸外国の間では、EU側が中国製EVの追加関税を課したことへの対抗措置との見方が強い。
- (16) 液状乳製品は1:1、その他（ドライ）乳製品は1:8で重量換算するとされている（農業農村部(2025)第13章）。
- (17) 第十四次五か年規画期間（2021-2025）における「経済社会が依って立つ原則」は、①党の全面的指導（領導）の堅持、②人民を中心とすることの堅持、③新たな発展の理念の堅持、④改革開放の深化を堅持、⑤システムの観念を堅持の五項目であったが、第十五次五か年規画期間（2026-2030）においては、①党の全面的指導（領導）の堅持、②人民至上の堅持、③質の高い発展の堅持、④全面的な改革の深化を堅持、⑤有効な市場と有為の政府を相互に結び付けることを堅持、⑥発展と安全を統一的に計画配することを堅持の六項目とされている。
- (18) 2025年12月の「中央経済工作会议」（党中央が翌年の経済運営の基本方針を審議）では、「改革開放」の語が復活しているほか、責任者（韓文秀党財経委員会弁公室副主任）の説明でも、翌年の方針として「改革開放の深化に注力」との語句が使用されており（https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202512/content_7051771.htm（2026年1月30日閲覧））、2か月弱の間に若干揺り戻し、見直しの動きがあったとみられる。習近平政権としても、国内格差縮小に向け、「鄧小平路線」を薄めたいものの、国内経済状況低迷の中、「放棄した」との批判は避けたいとみられる。

- (19) 「四つの農業」と総称され、習近平政権が重視する「新質生産力」の農業分野におけるキーワードとなっている。
- (20) 第十四次五か年規画「建議」段階では「農村改革の深化」の表題だったが、規画の成案では改められている。
- (21) 第十四次五か年規画「建議」では、「貧困脱却攻略の成果を強固に発展させることと郷村振興を効果的に連接させることを実現」が四つ目の項目として別建てされていた。なお、第十四次五か年規画では、2020年に国全体として「貧困脱却攻略」が実現したと宣言されたことを受け、その後の五年間を「脱却を確実なものにする」ための「過渡期間」と位置付けていた。
- (22) 中国共産党中央規律検査委員会 2024年11月15日「農業農村部原党组書記、部長唐仁健嚴重違規被開除黨籍和公職」, https://www.ccdi.gov.cn/toutiaon/202411/t20241115_388186.html (2026年1月30日閲覧)
- (23) 「国家統計局解説糧食生産情況」(魏鋒華国家統計局農村社会經濟調查司長名義による解説) https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202512/content_7051019.htm (2026年1月30日閲覧)

〔引用文献〕

【日本語文献】

百崎賢之(2025)「第3章 中国」農林水産政策研究所『プロジェクト研究【主要国農業政策・食料需給】研究資料』第9号

【中国語文献】

海関総署(2026)「2025年12月進口主要商品量值表(人民幣值)」, <http://www.customs.gov.cn/customs/index.html> (2025年1月31日閲覧)(他に、中国海関統計(各年)と同総署ウェブサイト)

国家統計局(2025)「国家統計局關於2025年糧食產量数据的公告」, https://www.stats.gov.cn/sj/zxfb/202512/t20251212_1962049.html (2026年1月30日閲覧)(他に、中国農村統計年鑑(各年))。

国家統計局(2026)「2025年經濟發展向新向優 預期目標圓滿實現」, https://www.gov.cn/lianbo/202601/content_7055175.htm (2026年1月30日閲覧)(他に、中国統計年鑑(各年))。

農業農村部(2025)『中国農業展望報告』(2025年版)中国農業科学技術出版社。

農業農村部『農產品供需形勢分析月報』(月刊)